

◆令和5年度滋賀県立リハビリテーションセンター取組方針

I 滋賀県立リハビリテーションセンター 基本理念

リハビリテーションとは、「人々と自分らしく健やかに暮らす道づくり」である。すなわち、人々の健康状態は環境との相互影響にあるなかで、心身の機能を最適化し障害を減弱させるようにかかわることである。リハビリテーションセンターは子どもから高齢者まですべての人が、どのような心身の状態であっても、家庭や住み慣れた地域社会で、相互に認め合い、支えあいながら、安心して社会に参加し、望む生活を送ることができる地域共生社会の実現を最終目標とする。

II 令和5年度取組方針

- ①リハビリテーションの基盤形成
- ②県民の健康増進、社会参画、介護予防につながるリハビリテーションの体制づくり
- ③県民から求められる専門的リハビリテーション医療の提供
- ④地域リハビリテーションの旗振り役となれるリハビリテーション専門職への貢献・育成
- ⑤医療と介護、福祉、教育、就労部門等との連携を推進するハブ機能の発揮
- ⑥県民や支援者等へのリハビリテーションの理解促進

III 支援部門における事業の体系

